付　編　東海地震の警戒宣言に伴う対応

第１節　総　則

第１　目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

大阪府は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第２　基本方針

１　大阪府は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言発令中においても、都市機能は平常どおり確保する。

２　原則として警戒宣言が発令されたときから地震の発生、又は警戒宣言解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発せられたときから警戒宣言が発令されるまでの間についても、必要な措置をとる。

３　東海地震は、東南海・南海地震を誘発するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。

４　災害予防対策及び応急活動は、本計画による。

第２節　東海地震注意情報発令時の措置

　　防災関係機関等は、東海地震注意情報が発せられたときは、警戒宣言の発令に備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

第１　東海地震注意情報の伝達

１　伝達系統

大阪管区気象台

府 危機管理室

大阪市

大阪市消防局

堺市

高石市

堺市消防局

泉大津市

泉大津市消防本部

泉佐野市

泉南市

泉南郡田尻町

泉州南広域消防本部

泉南郡岬町

泉州南広域消防本部

大阪北港地区

防災協議会

堺・泉北臨海特別

防災地区協議会

特定事業所等

特定事業所等

特定事業所等

２　伝達事項

⑴　東海地震注意情報の内容

　　　　⑵　その他必要な事項

第２　警戒態勢の準備

防災関係機関等は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

消防機関においては、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防本部（局）に地震警戒警防本部を設置する。

第３節　警戒宣言発令時の対応措置

防災関係機関等は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

第１　東海地震予知情報等の伝達

　　府及び市町は、警戒宣言が発令され、東海地震予知情報が発表されたときは、迅速に事業所等に伝達する。

　１　伝達系統

大阪管区気象台

府 危機管理室

大阪市

大阪市消防局

堺市

高石市

堺市消防局

泉大津市

泉大津市消防本部

泉佐野市

泉南市

泉南郡田尻町

泉州南広域消防本部

泉南郡岬町

泉州南広域消防本部

大阪北港地区

防災協議会

堺・泉北臨海特別

防災地区協議会

特定事業所等

特定事業所等

特定事業所等

　　　　　　　　　　　　　　　　点線部：東海地震予知情報のみ

２　伝達事項

⑴　東海地震予知情報

⑵　警戒宣言

⑶　警戒解除宣言

⑷　その他必要と認める事項

第２　警戒態勢の確立

 　　警戒宣言が発令されたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における防災関係機関等の活動体制及び各機関共通の活動事項は次のとおりとする。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除の宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

１　各防災関係機関の活動体制

⑴　府

防災本部は、大阪府地域防災計画に基づき設置される「大阪府災害警戒本部」と連携を密にして活動体制の確立を図るものとする。

⑵　市町の措置

市町は、震度予想や地域の実情に応じて、府に準じて設置される組織と連携を密にして活動体制の確立を図るものとする。

⑶　その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、それぞれ防災業務計画等の定めるところにより、地震防災応急活動に関する組織を設置し、活動体制の確立を図るものとする。

⑷　特定事業所等の措置

特定事業所等は、それぞれ防災規程等に定めるところにより、地震防災応急活動に関する組織を設置し、活動体制の確立を図るものとする。

危険物施設等は所要の耐震性が確保されているが、特定事業所等においては、地震による設備機器等の損傷、転倒落下等により、危険物等が漏洩流出あるいは出火するおそれがあるので、警戒宣言が発令されたときは、必要な措置をとるものとする。

２　各機関共通の一般的な活動事項

⑴　職員への情報伝達

警戒宣言が発令されたときは、迅速・的確に情報を周知する。

⑵　応急対策事項の確認等

実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備を行う。

⑶　職員・所管施設の安全措置

職場内の点検を行い、書棚・ロッカー等の転倒防止、出火危険箇所の安全措置、その他職員の安全確保のための措置をとる。

⑷　その他

自家用発電機・消防用設備・無線設備等の非常電源の点検を行い、作動確認を行う。

第３　海上警備・交通対策

警戒宣言が発令されたとき、海上保安機関は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止・犯罪の予防等の警備活動を実施するものとする。

１　警備活動

⑴　危険物施設等が立地する周辺海域を警戒する。

⑵　在港船舶に対し警戒宣言、津波のおそれについて周知する。

⑶　海上における犯罪の予防と取締りを行う。

２　交通対策

⑴　船舶に対し警戒宣言及び東海地震に関連する情報を伝達する。

⑵　危険物積載タンカー等の危険物積載船舶はできる限り港外に避泊するよう指導する。

⑶　漁船等の緊急避難準備を指導する。

⑷　航路の安全を確保するため、木材の流出防止措置を指導する。

⑸　強化地域への航行は取り止めるよう広報する。